

令和7年度介護保険事業者  
集団指導資料

# 令和7年度運営指導における 主な指摘事項について

那須塩原市 高齢福祉課 介護管理係

# 令和7年度運営指導について

- ・ 令和7年度は合計 **26事業所** に対し指導を実施し、口頭指導を **87件**、文書指導を **13件** 行いました。
- ・ 令和7年度の運営指導等において、令和3年度介護報酬改定事項(経過措置の終了)に係る基準違反が確認され、介護報酬の返還が複数件発生しました。
- ・ 本資料では、令和7年度の運営指導を踏まえ、**指摘が多かった事項と、御注意いただきたい運営基準や加算の要件**について抜粋して記載します。
- ・ 事業所様におかれましては、内容を御確認いただき、日々のサービス提供で基準違反等が発生していないか御確認をお願いします。
- ・ 指摘事項の全ては、別資料「令和7年度運営指導指摘事項一覧」に記載してありますので、御確認ください。
- ・ 日々の業務において、運営基準や各種加算の要件について疑義が発生した場合は、高齢福祉課介護管理係まで御相談をお願いします。

# 令和7年度の運営指導の実施件数及びサービス内訳

令和7年度の運営指導実施件数⇒ **26事業所** ※延べ事業所数

次のスライドでは、指摘が多かった事項と、御注意いただきたい基準や加算の要件について抜粋して記載しますので、御確認いただき、運営に御活用ください。

## サービス内訳（実施設数）

居宅介護支援

**9事業所**

指摘数：18件

地域密着型通所介護

**7事業所**

指摘数：35件

(看護)小規模多機能型  
居宅介護

**3事業所**

指摘数：12件

認知症対応型  
共同生活介護

**4事業所**

指摘数：11件

地域密着型介護老人  
福祉施設入所者生活介護

**2事業所**

指摘数：11件

# 全サービス共通の主な指摘事項①

## 各種委員会 研修 指針

- ・ 各種委員会を実施していない
- ・ 委員会、研修の実施記録の作成及び保存をしていない
- ・ 各種指針、BCP計画を策定していない
- ・ 災害又は感染症の一方しかBCP計画を策定していない

### POINT

- ・ 基準において実施が求められている各種委員会について、記録の作成及び保存をしていない事業所が散見されました。記録がない場合、実施したと認められない場合がありますので必ず作成するようお願いします。（報酬返還となった事例があります）
- ・ 記録が作成されていても、委員会なのか研修なのか分からない記録がありました。第三者が見ても分かるよう記録の作成をお願いします。
- ・ 基準で求められているにも関わらず、**指針又はBCP計画を作成していない事例**がありました。基準を確認し、必要なものは必ず作成するようお願いします。
- ・ 災害と感染症のBCP計画は、一体的に作成することでも基準を満たします。

## 全サービス共通の主な指摘事項②

### 掲示

- ・ 事業所に運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない
- ・ 重要事項をウェブサイトに掲載していない

### POINT

- ・ 基準において、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされていますが、掲示されていない事業所が散見されました。また、掲示されている内容が最新のものではない事例もありました。※ファイル等でまとめて備え置く形でも問題ありません。
- ・ 令和7年4月1日から、一部サービスを除き、重要事項をウェブサイトに掲載することが義務化されましたが、対応していない事業所が散見されました。国・県が管理する**介護サービス情報公表システムに情報を掲載することでも基準を満たします**ので、必ず御対応をお願いします。

## 全サービス共通の主な指摘事項③

### 加算の要件

- ・ 算定している加算の要件を満たしていることが分かる根拠資料がない
- ・ 算定に必要な要件を把握せず算定している

#### POINT

- ・ 運営指導時に、各種加算を算定している事業所に対して根拠資料を求めたところ、資料がなく、**事業所として具体的な算定要件等を把握せずに算定している事例**が頻発しました。
- ・ 運営指導時には必ず算定の根拠について伺いますので、**必ず資料等で説明できるよう日々根拠資料等の管理をお願いします**。また、算定要件を満たす否かについて定期的に状況を確認の上、満たさない場合は加算の取り下げに係る届出等を市に提出するようお願いします。
- ・ 算定要件の判断に悩む場合は、高齢福祉課介護管理係に御相談ください。介護報酬返還にならないよう適切に運営管理をお願いします。

# ①居宅介護支援の注意事項

以下の加算の要件について、注意が必要です。御確認ください

## 特定事業所加算

### 【特に注意が必要な算定要件】 (一部抜粋)

- ・ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ・ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

### 📌 POINT

- ・ 運営指導において、事例検討会又は研修などの記録を確認させていただきますので、特定事業所加算を取得されている事業所様におかれましては、必ず事例検討会又は研修に参加したことが分かる記録を残すようお願いいたします。
- ・ **多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画**について、運営指導実施時に提示を求めますので、必ず作成するようお願いいたします。また、「必要でない」と判断する場合は、必ず根拠を提示してください。
- ・ 要件を満たさず算定していた場合、加算分の介護報酬の返還となる場合もありますので、御注意ください。掲載したものの以外にも複数の算定要件がありますので、必ず管理をお願いいたします。

## ②地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の注意事項

以下の加算の要件について、注意が必要です。御確認ください

### 入浴介助加算(Ⅰ)

#### 【特に注意が必要な算定要件】(一部抜粋)

- ・入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

#### 【解釈通知抜粋】

- ・入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとする。
- ・地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

#### POINT

- ・令和6年4月の報酬改定で、入浴介助加算(Ⅰ)の算定要件に研修の実施が追加されました。
- ・運営指導の際に、研修の実施の有無を確認させていただきますので、必ず研修を実施した記録を残すようお願いします。

※指導時に記録を確認できない事業所がありましたので、必ず御対応ください。

- ・入浴介助加算は、入浴を実施しなかった場合は算定できませんので、必ず利用者個人のサービス提供記録等で入浴の実績を管理し、適切な回数を算定するようお願いします。
- ・運営指導では、入浴の提供実績と国保連への請求状況に差異がないか確認させていただきますので、記録の管理をお願いします。

### ③(看護)小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の注意事項

以下の加算の要件について、注意が必要です。御確認ください

#### サービス提供体制強化加算

【特に注意が必要な要件】(小規模多機能型居宅介護の要件を一部抜粋) ※看多機・定期巡回も同様

- ・指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

【解釈通知抜粋】(研修について) ※看多機・定期巡回も同様

- ・小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、小規模多機能型居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

#### POINT

- ・サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定する必要があります。
- ・当該加算を算定している場合、運営指導時に、従業者ごとの研修計画の作成状況と研修の実施状況を確認しますので、必ず計画を作成し、研修を実施するようお願いします。
- ・加算の算定に当たっては他にも要件がありますので、算定する際は各要件を満たすか確認するようお願いします。

## ④(看護)小規模多機能型居宅介護の注意事項

以下の加算の要件について、注意が必要です。御確認ください

### 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ・Ⅱ

#### 【要件Ⅰ・Ⅱ共通】(小規模多機能型居宅介護の要件を抜粋) ※看多機も同様

- (1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画(指定地域密着型サービス基準第七十七条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じ。)の見直しを行っていること。
- (2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

#### 【Ⅰを算定する場合のみ】※看多機も同様

- (3) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
- (4) 必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービス(介護給付費等対象サービス(法第二十四条第二項に規定する介護給付費等対象サービスをいう。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。第七十九号イ(5)において同じ。)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
- (5) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
  - (一) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。
  - (二) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。
  - (三) 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
  - (四) 市町村が実施する法第一百五十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業や同条第二項第四号に掲げる事業等に参加していること。

### POINT

- ・ⅠとⅡで必要な算定要件の範囲が大幅に違います。運営指導時には算定に必要な全ての要件について確認させていただきます。
- ・特にⅠを算定する場合には、様々な要件がありますので必ず確認の上、管理をお願いします。

## ⑤ 認知症対応型共同生活介護の注意事項

以下の加算について、注意が必要です。御確認ください

### 医療連携体制加算( I )イ・ロ・ハ

#### 【特に注意が必要な要件】

- (3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

#### POINT

- ・ 当該加算は認知症高齢者グループホームにおいて看護師又は看護職員を配置するか、病院等との連携によって看護師の確保をすることで算定ができる加算です。(イ・ロ・ハで確保方法の要件が違う)
- ・ 加算の算定に当たっては、職員の確保だけでなく、「**重度化した場合の対応に係る指針**」を定め、**入居の際に利用者又はその家族等に対して、指針の内容を説明し、同意を取る**必要があります。
- ・ 運営指導時には、指針と同意の有無の確認をさせていただきますので、算定する事業所様におかれましては、必ず一連の資料を保存するようお願いします。

## ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注意事項

以下の基準について、注意が必要ですので、御確認ください

### 口腔衛生の管理に関する基準

#### 【特に注意が必要な基準】

- ・指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

#### 【解釈通知抜粋】

- ①当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ②当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ③①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。  
イ 助言を行った歯科医師   ロ 歯科医師からの助言の要点   ハ 具体的方策   ニ 当該施設における実施目標  
ホ 留意事項・特記事項
- ④医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は③の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。

#### POINT

- ・口腔衛生の管理については、令和6年4月1日から義務化されています。**手順等の詳細は介護保険最新情報Vol.1217を御確認ください。**
- ・義務化から1年以上経過したにも関わらず、運営指導実施時にまだ対応できていない事業所がありました。
- ・運営指導にて実施状況を確認させていただきますので、必ず計画等の根拠資料を揃えておくようお願いします。

# 最後に

運営指導における主な指摘事項と、御注意いただきたい基準・加算の要件は以上です。

各種資料を御確認いただき、適切な施設運営をよろしくお願いします。

運営指導についても、引き続き御協力をお願いします。

